

令和4年5月臨時会

# 御杖村議会会議録

令和 4年 5月 9日開会

令和 4年 5月 9日閉会

御杖村議会

## ◎目 次

◎議事日程	－1－
◎本日の会議に付した事件	－1－
◎役職	－1－
◎出席議員(7名)	－1－
◎欠席議員(1名)	－1－
◎会議録署名議員	－1－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－2－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－2－
◎〔発言記録〕	－3－
◎開会及び開議の宣告	－3－
◎会議録署名議員の指名	－3－
◎会期の決定	－3－
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)	－3－
◎議長の辞職について	－4－
◎議長の選挙について	－4－
◎副議長の辞職について	－6－
◎副議長の選挙について	－6－
◎議会運営委員会委員の選任について	－7－
◎予算決算委員会委員長の辞任について	－7－
◎予算決算委員会委員長の選任について	－8－
◎むらづくり委員会委員長の辞任について	－8－
◎むらづくり委員会委員長の選任について	－9－
◎議会運営委員会委員長の辞任について	－9－
◎議会運営委員会委員長の選任について	－10－
◎議会運営委員会副委員長の辞任について	－10－
◎議会運営委員会副委員長の選任について	－10－
◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて (御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定)[上程、説明、質疑、討論、採決]	－11－
◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて (御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定) [上程、説明、質疑、討論、採決]	－12－
◎同意第1号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて[採決]	－13－
◎閉議及び閉会の宣言	－14－
◎議事録署名	－15－

## 令和4年5月御杖村議会臨時会

令和4年5月9日(月)  
開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議長の辞職について
  - 追加第1 議長の選挙について
  - 追加第2 副議長の辞職について
  - 追加第3 副議長の選挙について
  - 追加第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 予算決算委員会委員長の辞任について
  - 追加第5 予算決算委員会委員長の選任について
- 第6 むらづくり委員会委員長の辞任について
  - 追加第6 むらづくり委員会委員長の選任について
- 第7 議会運営委員会委員長の辞任について
  - 追加第7 議会運営委員会委員長の選任について
- 第8 議会運営委員会副委員長の辞任について
  - 追加第8 議会運営委員会副委員長の選任について
- 第9 承認第3号〔原案承認〕
  - 専決処分の承認を求めることについて  
(御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 第10 承認第4号〔原案承認〕
  - 専決処分の承認を求めることについて  
(御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 第11 同意第1号〔原案同意〕
  - 御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

### ◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

### ◎役職

議 長 吉田俊弘 君  
議 長 木村忠雄 君  
副 議 長 松岡一生 君  
副 議 長 葛城昌俊 君

### ◎出席議員(7名)

1 番 張間裕子 君	3 番 葛城昌俊 君
4 番 古川芳明 君	5 番 吉田俊弘 君
6 番 山岡隆良 君	7 番 松岡一生 君
8 番 木村忠雄 君	

### ◎欠席議員(1名)

2 番 廣口芳弘 君

### ◎会議録署名議員

4 番 古川芳明 君                      6 番 山岡隆良 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
総務課長	中 嶋 英 樹 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
会計管理者	今 井 智 君
教育委員会次長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
産業建設課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

(午前10時56分 閉会)

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

### ◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君): 皆さん、おはようございます。本日の5月臨時会をご案内させていただいたところ、ご出席いただきありがとうございます。ただいまの出席議員は7名でございます。2番廣口芳弘君は欠席の届け出があります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和4年5月御杖村議会臨時会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済みのおとりとします。

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長(吉田俊弘君): 日程第1・会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、4番古川芳明君・6番山岡隆良君を指名します。

### ◎会期の決定について

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第2・会期の決定を行います。お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定しました。

### ◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第3・諸般の報告を行います。はじめに、3月29日に開催されました桜井宇陀広域連合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、葛城昌俊君。

○3番(葛城昌俊君): ただ今、議長の許可を得ましたので、去る令和4年3月29日、火曜日、午後3時から、桜井市議会議場において開催されました、令和4年 桜井宇陀広域連合議会 第1回定例会の報告をさせていただきます。岡田広域連合議会議長の開会宣言、松井広域連合長から招集挨拶の後、会議に入り、議事日程により会議録署名議員2名の指名、会期の決定、広域連合長の提出議案の説明がありました。当日の会議では、令和4年度各会計予算3件の審議が行われ、各議案については全員賛成をもって、原案どおりこれを可決されました。それでは、この定例会に提出された議案の概要について、簡単に報告します。まず、議案第1号「令和4年度桜井宇陀広域連合一般会計予算について」でございますが、歳入歳出予算総額はそれぞれ1,410万円で、前年度より40万円の増となっています。総務費は、1,138万円となり、所掌事務を処理するための人件費、並びに事務所の管理費等の経常的な経費が計上されています。民生費は、129万7千円で、障害支援区分認定審査に対応するための予算が計上されています。これらの財源としては、構成市村の負担金が1,260万円、繰越金150万円となっています。次に、議案第2号「令和

4年度ふるさと市町村圏基金特別会計予算について」は、歳入歳出予算総額はそれぞれ1,130万円で、前年度と比較して400万円の減となっています。歳出の主なものは、観光探訪事業として、曾爾村の観光資源をPRし、桜井宇陀の魅力を伝えていくためのツアーを開催、また、圏域交流活性化事業として、桜井市において、子どもをはじめ多世代の交流ができるイベントの開催、また、前年度から令和4年度にかけての事業として桜井宇陀フォトコンテストの実施、その他、桜井宇陀デジタルスタンプラリーの開催、春の観光PR動画制作、こどもサッカー教室の実施やふるさと物産展の開催、カレンダー及び広報紙の発行等の事業を実施していくとのことでした。次に、議案第3号「令和4年度介護保険特別会計予算について」は、歳入歳出予算総額はそれぞれ5,250万円で、前年度と比較して30万円の減となっています。この会計は、介護保険の認定審査事務を行うための経費を計上されています。今回は、一般質問の申出はなく、当日提出された、すべての議案の審議を終え、午後3時50分に閉会いたしました。なお、定例会に先立ち午後2時から開催した全体協議会において、提出議案である、令和4年度の各当初予算について事務局より説明がありました。以上、令和4年桜井宇陀広域連合議会第1回定例会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):葛城議員、ご苦勞様でした。これより都合により、議事進行を副議長と交代いたします。松岡副議長、よろしくお願ひいたします。

吉田議長降壇

松岡副議長登壇

## ◎議長の辞職について

○副議長(松岡一生君):これより吉田議長に代わり議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、日程第4・議長の辞職についてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、吉田俊弘君の退場を求めます。

吉田議員退場

○副議長(松岡一生君):それでは、お諮りします。御杖村議会会議規則第98条第1項の規定により、私副議長宛に吉田議長から辞職願が提出されていることから、御杖村議会会議規則第98条第2項及び地方自治法第108条の規定により、吉田俊弘君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(松岡一生君):異議なしと認めます。したがって、吉田俊弘君の議長の辞職を許可することに決定しました。吉田俊弘君の入場を求めます。

吉田議員入場／自席に着席

○副議長(松岡一生君):吉田俊弘君が議場に戻られましたので、議長の辞職については、ただいま許可されましたので、告知いたします。

## ◎議長の選挙について

○副議長(松岡一生君):ただいま、議長が欠けました。お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(松岡一生君):異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。お諮りしま

す。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(松岡一生君): 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、私副議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(松岡一生君): 異議なしと認めます。したがって、副議長の私が指名することに決定しました。議長に、8番・木村忠雄君を指名します。お諮りします。ただいま、私副議長が指名しました8番・木村忠雄君を議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(松岡一生君): 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8番・木村忠雄君が議長に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、8番・木村忠雄君に当選の告知をいたします。木村忠雄君。演壇にて議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○8番(木村忠雄君): 失礼します。ただ今、本日の御杖村議会議員の役員改選がございました。議員皆様方の指示とご推薦をいただき、私木村が令和4年度の御杖村議会の議長を務めさせていただくことになりました。浅学非才でありますし、この任に耐えられるか不安もあるわけでございますが、粉骨砕身努力し、村と議会が円滑に進んでまいりますよう調整役として努力をしていきたいと考えておりますので、皆様方の今以上のより一層のご指示ご支援をよろしくお願いを申し上げます。さて、現下の御杖村を考えて行つたときに、まず世界的な傾向と致しましては2年半前に中国の武漢から発生されたコロナが全世界を大変なこの状態に追い込んできたと、そしてそれが2年半経つてどうにか終息の目処が建つてきた今年2月に突然ロシアがウクライナに軍事侵攻を掛けてウクライナは大変な状態になっておると、そういう現下の中での日本もウクライナに対する国際的な協力をしながら政治を行っているわけでございますが、その中で、御杖村もやはりそのことでの被害がないわけではございません。コロナは何と言いましても日本の国に力がございまずから、ほとんどコロナに対処する各地方の予算は国が拠出し乗り切ってきたと、ウクライナの問題では食糧関係が非常に値上がりした。また、石油商品も値上がりして国民に負担が大きくなっていると、御杖村にも同じく小さい負担ではあるけれどもそれぞれの家庭で苦しんでおられるような状態が私は続いていると思うわけでございます。そうした中で、御杖村自体がやはり長らくの間の惰性的なこの流れの中で、少ししきしみが出てきているような感じがいたしております。それは、ということかといいますと皆様方もご承知のように行政に対する批判団体等の看板とかいろいろな言動があり、それらのことに対する今後においては調整ももつとしていかなければならないと考えておるわけでございます。確かに行政の方も努力されて、議会の方も行政の努力を理解しながら物事の議決をやっておるところでございますが、なかなか日本の言論の自由での社会での行政執行というのは非常に難しい部分がございまして、我々議会人としてはこのことを十分理解しながら車の両輪として、議会と行政が取り組んで行くことが非常に大事ではなからうかこう考えておるわけでございまして、今後におきましてもそれぞれの事を考えながら私自身が皆様方と手を多度さえて努力精進して、この御杖村がより以上良くなって行くように努力するお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくご指導お願い申し上げます。私の就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長(松岡一生君):ありがとうございました。それでは、議事進行を木村議長に交代いたします。木村議長、議長席にお着き願います。

松岡副議長降壇

木村議長登壇

## ◎副議長の辞職について

○議長(木村忠雄君):それでは、これより議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

○7番(松岡一生君):議長。

○議長(木村忠雄君):7番・松岡一生君の発言を許可します。

○7番(松岡一生君):7番・松岡。私、この度一身上の都合により副議長の職を辞職させていただきたく、御杖村議会会議規則第98条第1項の規定により辞職願を提出いたしますので、お諮りのほどよろしくお願ひします。

松岡副議長木村議長に辞職願いを提出

○議長(木村忠雄君):ただいま、松岡副議長より辞職願が提出されました。お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の辞職についてを議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の辞職についてを議題とします。本案についても、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、松岡一生君の退場を求めます。

松岡議員退場

○議長(木村忠雄君):それでは、お諮りします。御杖村議会会議規則第98条第1項の規定により、私(わたくし)議長宛に松岡副議長から辞職願が提出されたことから、御杖村議会会議規則第98条第2項及び地方自治法第108条の規定により、松岡一生君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、松岡一生君の副議長の辞職を許可することに決定しました。松岡一生君の入場を求めます。

松岡議員入場／自席に着席

○議長(木村忠雄君):松岡一生君が議場に戻られましたので、副議長の辞職については、ただいま許可されましたので、告知いたします。

## ◎副議長の選挙について

○議長(木村忠雄君):ただいま、副議長が欠けました。お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)



○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、私議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、議長の私が指名することに決定しました。副議長に、3番・葛城昌俊君を指名します。お諮りします。ただいま、私議長が指名しました3番・葛城昌俊君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3番・葛城昌俊君が副議長に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、3番・葛城昌俊君に当選の告知をいたします。葛城昌俊君。自席にて副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○3番(葛城昌俊君):自席より失礼致します。今議長より指名されまして、副議長の任務をあたせてもらうことになりました葛城です。ご挨拶として、理事者また議員の皆様のお力を借りて、この一年副議長としての任務に当たりたいと思いますので、頑張りたいと思いますのでどうぞよろしく願います。ありがとうございました。

## ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長(木村忠雄君):ありがとうございました。次に、日程第4において吉田議長の辞職が許可されたことにより、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議会運営委員会委員の選任を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議会運営委員会委員の選任を行うことに決定しました。お諮りします。御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、5番・吉田俊弘君を議会運営委員会委員に指名させていただきます。よろしく願います。

## ◎予算決算委員会委員長の辞任について

○議長(木村忠雄君):これより都合により、議事進行を副議長と交代いたします。葛城副議長、よろしく願います。

木村議長降壇

葛城副議長登壇

○副議長(葛城昌俊君):これより木村議長に代わり議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。次に、日程第5・予算決算委員会委員長の辞任についてを議題とします。本案についても、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、木村忠雄君の退場を求めます。

木村議員／退場

○副議長(葛城昌俊君):それでは、お諮りします。木村忠雄君から予算決算委員会委員長の辞任願が提出されていることから、御杖村議会委員会条例第10条の規定により、木村忠雄君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、木村忠雄君の予算決算委員会委員長の辞任を許可することに決定しました。木村忠雄君の入場を求めます。

木村議員入場／自席に着席

○副議長(葛城昌俊君):木村忠雄君が議場に戻られましたので、予算決算委員会委員長の辞任については、ただいま許可されましたので、告知いたします。ありがとうございました。それでは、議事進行を木村議長に交代いたします。木村議長、議長席にお着き願ひします。

葛城副議長降壇

木村議長登壇

## ◎予算決算委員会委員長の選任について

○議長(木村忠雄君):それでは、先に引き続き議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。ただいま、予算決算委員会委員長が欠けました。お諮りいたします。予算決算委員会委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに予算決算委員会委員長の選任を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、予算決算委員会委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに予算決算委員会委員長の選任を行うことに決定しました。お諮りします。選任については、御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)あり

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、6番・山岡隆良君を予算決算委員会委員長に指名させていただきます。よろしくお願ひします。

## ◎むらづくり委員会委員長の辞任について

○議長(木村忠雄君):次に、日程第6・むらづくり委員会委員長の辞任についてを議題とします。本案についても、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、山岡隆良君の退場を求めます。

山岡議員／退場

○議長(木村忠雄君):それでは、お諮りします。山岡隆良君からむらづくり委員会委員長の辞任願が

提出されていることから、御杖村議会委員会条例第10条の規定により、山岡隆良君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、山岡隆良君のむらづくり委員会委員長の辞任を許可することに決定しました。山岡隆良君の入場を求めます。

山岡議員入場／自席に着席

○議長(木村忠雄君):山岡隆良君が議場に戻られましたので、むらづくり委員会委員長の辞任については、ただいま許可されましたので、告知いたします。

## ◎むらづくり委員会委員長の選任について

○議長(木村忠雄君):ただいま、むらづくり委員会委員長が欠けました。お諮りいたします。むらづくり委員会委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちにむらづくり委員会委員長の選任を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちにむらづくり委員会委員長の選任を行うことに決定しました。お諮りします。選任については、御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、5番・吉田俊弘君をむらづくり委員会委員長に指名させていただきます。よろしく申し上げます。

## ◎議会運営委員会委員長の辞任について

○議長(木村忠雄君):次に、日程第7・議会運営委員会委員長の辞任についてを議題とします。本案についても、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、古川芳明君の退場を求めます。

古川議員／退場

○議長(木村忠雄君):それでは、お諮りします。古川芳明君から議会運営委員会委員長の辞任願が提出されていることから、御杖村議会委員会条例第10条の規定により、古川芳明君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、古川芳明君の議会運営委員会委員長の辞任を許可することに決定しました。古川芳明君の入場を求めます。

古川議員入場／自席に着席

○議長(木村忠雄君):古川芳明君が議場に戻られましたので、議会運営委員会委員長の辞任については、ただいま許可されましたので、告知いたします。

## ◎御杖村議会運営委員会委員長の選任について

○議長(木村忠雄君):ただいま、議会運営委員会委員長が欠けました。お諮りいたします。議会運営委員会委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに議会運営委員会委員長の選任を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに議会運営委員会委員長の選任を行うことに決定しました。お諮りします。選任については、御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、7番・松岡一生君を議会運営委員会委員長に指名させていただきます。よろしくお願いします。

## ◎御杖村議会運営委員会副委員長の辞任について

○議長(木村忠雄君):次に、日程第8・議会運営委員会副委員長の辞任についてを議題とします。本案についても、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、葛城昌俊君の退場を求めます。

葛城議員／退場

○議長(木村忠雄君):それでは、お諮りします。葛城昌俊君から議会運営委員会副委員長の辞任願が提出されていることから、御杖村議会委員会条例第10条の規定により、葛城昌俊君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、葛城昌俊君の議会運営委員会副委員長の辞任を許可することに決定しました。葛城昌俊君の入場を求めます。

葛城議員入場／自席に着席

○議長(木村忠雄君):葛城昌俊君が議場に戻られましたので、議会運営委員会副委員長の辞任については、ただいま許可されましたので、告知いたします。

## ◎御杖村議会運営委員会副委員長の選任について

○議長(木村忠雄君):ただいま、議会運営委員会副委員長が欠けました。お諮りいたします。議会運営委員会副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として、日程の順序を変更し、直ちに議会運営委員会副委員長の選任を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として、日程の順序を変更し、直ちに議会運営委員会副委員長の選任を行うことに決定しました。お諮りします。選任については、御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、4番・古川芳明君を議会運営委員会副委員長に指名させていただきます。よろしくお願ひします。

### ◎専決処分の承認を求めることについて

#### (御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第9承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、御杖村税条例等の一部を早急に改正する必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、住民生活課長が説明申し上げます。

○議長(木村忠雄君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):専決処分の承認をお願いいたしますのは、御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が本年3月31日に、それぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、御杖村税条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。まず固定資産税についてですが、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の通常5%のところを2.5%とします。また住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税が減額されておりましたが、その熱損失防止改修工事に高効率空調機や高効率給湯器等の設置工事が追加される等の改正となっております。次に、住宅ローン控除の延長等に伴う措置についてです。令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある方、これは住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した方に限りませんが、その方のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額、住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額、最高9万7,500円の控除限度額の範囲内で減額します。また上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択に関する見直しとして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分以後については、個人住民税の課税方式を所得税に一致させることとなります。そのほか、固定資産税台帳に記載されている事項について証明書の交付等を行うことにより、DV被害等人の生命や身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合等においては、当該住所に代わる事項の記載等の一定の措置を講じた上で証明書の交付を行うことが出来ることを明確化する等、地方税法等の一部改正による所定の改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長(木村忠雄君):ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定について原案のとおり承認されました。

### ◎専決処分の承認を求めることについて

#### (御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)

#### [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第10承認第4号専決処分の承認を求めることについて、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布、また平成30年度策定の保険税方針に基づき、御杖村国民健康保険税条例の一部を、早急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、住民生活課長が説明申し上げます。

○議長(木村忠雄君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):専決処分の承認をお願いいたしますのは、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が本年3月31日に、それぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、御杖村国民健康保険税条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。主な改正内容ですが、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正を行うもので、一般医療保険の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金の課税限度額を19万円から20万円に改正し、介護納付金の課税限度額は17万円のままで変更はございません。また、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、世帯に未就学児がいる場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額を5割減額するものでございます。そのほか、平成30年度の国保県単単位化以降、市町村は県の示す標準保険料率を参考に税率を定める事となっております。平成30年度策定の保険税方針に基づき、段階的に保険料の引き上げが計画されており、被保険者の医療給付費分の均等割額を2万2千円から2万3千円に改正するものです。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(木村忠雄君):ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10承認第4号専決処分の承認を求めることについて、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり承認されました。

## ◎同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第11同意第1号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案につきましては、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、山岡隆良君の退場を求めます。

山岡議員退場

○議長(木村忠雄君):本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):御杖村監査委員の選任につきましては、地方自治法第195条及び第196条第1項の規定によりまして、監査委員2名のうち1名は議会議員のうちから、議会の同意を得て選任することになっております。今般、議会役員の変更に伴い、新たに監査委員を選任したいので、ご提案するものです。山岡隆良議員は、民間会社での勤務経験も豊富で、経理事務にも精通されていることから、監査委員に就任いただきたく選任をするものです。同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木村忠雄君):ただいま、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定によって、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。よって、日程11同意第1号については、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11同意第1号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長(木村忠雄君):山岡隆良君の入場を求めます。

山岡議員入場／自席に着席

○議長(木村忠雄君):山岡隆良君が議場に戻られましたので、御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しましたので、告知いたします。

## ◎閉議及び閉会の宣言

○議長(木村忠雄君): それでは、以上をもって、本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日、選挙及び選任されました体制で議会運営に取り組んでいくこととなりますので、よろしくお願いします。議員の皆さん、また理事者・各課長等の皆さんには、御杖村発展のため、さらにご尽力いただきますようお願い申し上げます。本日の会議を閉じます。よって、令和4年5月御杖村議会臨時会を閉会とします。お疲れ様でした。

(午前10時56分 閉会)



## ◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 吉田俊弘

御杖村議会議長 木村忠雄

御杖村議会副議長 松岡一生

御杖村議会副議長 葛城昌俊

御杖村議会議員 古川芳明

御杖村議会議員 山岡隆良